

2022年3月31日

通貨選択型特別終身保険『やさしさ、つなぐ2』に新たな機能を追加

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、『やさしさ、つなぐ2』を改定し、生存給付金のお受け取りに関する様々な機能の追加や高額契約に対する積立利率の優遇など、お客さまの多様なニーズにお応えする新たな取扱いを2022年4月1日に開始します。

『やさしさ、つなぐ2』は、生存給付金の受取人をご家族とすることで、**お客さまの大切な資産をスムーズにつなぐことができる**終身保険です。2016年8月に前身商品となる『やさしさ、つなぐ』を業界に先駆けて販売開始して以来、お客さまの声を基に改定を重ねることで、多くのお客さまのニーズにお応えし、累計販売額は2兆3,000億円^{*1}を超え、取扱金融機関は124代理店^{*1}となっています。

今般、生存給付金のお受け取り等に関するお客さまの多様なニーズにお応えし、新機能の追加や利便性の向上を図っています。「**生存給付金を指定した日に速やかに受取りたい**」というニーズに対し、従来、生存給付金支払日の翌営業日以降の受取であった生存給付金を、お客さまがご指定いただいた日にお受け取りいただけるよう「**アニバーサリー機能**」が便利になります^{*2}。また、**お客さまの状況やご希望に応じて生存給付金のお受け取りを**停止する機能を追加しているほか、生存給付金の繰越機能を拡充しています。このほか、高額契約の積立利率の優遇、お取扱い範囲の拡充等を実施しています。

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの健康寿命や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

*1 2022年2月末現在、契約成立ベースの累計販売額および販売代理店数(前身商品である『やさしさ、つなぐ』および『やさしさ、つなぐ2』と商品性が同一の、『やさしさ、つなぐ+介護2』、『幸せの贈りもの』、『贈るよろこび2』、『想いの架け橋2』等を含む)

*2 生存給付金受取人の口座が、ゆうちょ銀行、証券総合口座である場合、また、お受け取りの通貨が外貨の場合を除きます。



やさしさ、つなぐ2 改定のポイント



Point 1 : 「アニバーサリー機能」がより便利になります

- 「アニバーサリー機能」^{*1}を活用し、生存給付金を円でお受け取りの場合、商品改定前は生存給付金支払日の翌営業日以降であった**生存給付金の着金日が、原則、お客さまにご指定いただいた生存給付金支払日**になります^{*2}。

*1 生存給付金支払日を任意の日に指定できる機能をいいます。

*2 生存給付金受取人の口座が、ゆうちょ銀行、証券総合口座である場合を除きます。また、お受け取りの通貨が外貨の場合を除きます。

Point 2 : 「繰越機能」の選択肢を拡充します

- 契約通貨や生存給付金を受け取る際の通貨にかかわらず、「繰越^{*}」を選択でき、**繰越通貨として円が選択**できます。

お客さまが指定した受取金額の上限(指定上限額)を超えた金額を円で繰越準備金として積み立て、円高時に生存給付金額がお客さまが指定した受取金額未満となった際に繰越準備金から円で充当します。

* 繰越とは、生存給付金として贈与する上限額をあらかじめ設定し、上限額を超えた金額の受け取りを繰越すことをいいます。

Point 3 : 高額契約について積立利率を優遇します

- 払込保険料*の合計が要件を充たした場合(20万米ドル・20万豪ドルまたは2,000万円以上等)、**積立利率を上乗せ**します。

* 払込保険料は、契約通貨ではなく払込通貨による金額となります。

※上乗せする利率の水準は、金利環境等を勘案し、三井住友海上プライマリー生命で決定します。また、金利環境等によっては上乗せを行わないことや、積立利率の上乗せを行わない契約通貨・生存給付金支払回数・終身保障倍率の組合せがあります。

Point 4 : 生存給付金の支払停止機能を新設します

- **生存給付金の支払いを停止する新特約**(生存給付金支払停止特約)を新たに設定します。契約者からのお申し出により、将来の生存給付金支払を停止することができます。

Point 5 : 契約通貨が円の場合の、「生存給付金支払回数」・「終身保障倍率」の組合せを追加します

- 「生存給付金支払回数」と「終身保障倍率」の組合せについて、下表の赤枠部分を追加します。

契約通貨		米ドル・豪ドル					円		
終身保障倍率		0倍	1倍	3倍	5倍	10倍	0倍	5倍	10倍
生存 給付金 支払回数	3回	—	○*	—	—	—	—	—	—
	5回	○*	—	○	—	—	—	—	—
	7回	○	—	—	—	—	—	—	—
	10回	○	○	○	○	—	○	○	—
	11回~14回	○	○	○	○	○	○	○	○
	15回~19回	○	○	○	○	○	○	○	○
	20回	○	○	○	○	○	○	○	○
	21回~29回	—	—	—	—	—	○	○	○
30回	—	—	—	—	—	○	○	○	

* 契約年齢76歳以上のお取扱いとなります。

※通貨・金利環境等により一部のお取扱いを停止する場合があります。

Point 6 : 解約時の負担を軽減します

- **解約時の計算式を一部変更**します。タイムラグマージン*の廃止等により、契約条件が同じ場合、商品改定前と比較し、解約払戻金額は大きくなります。

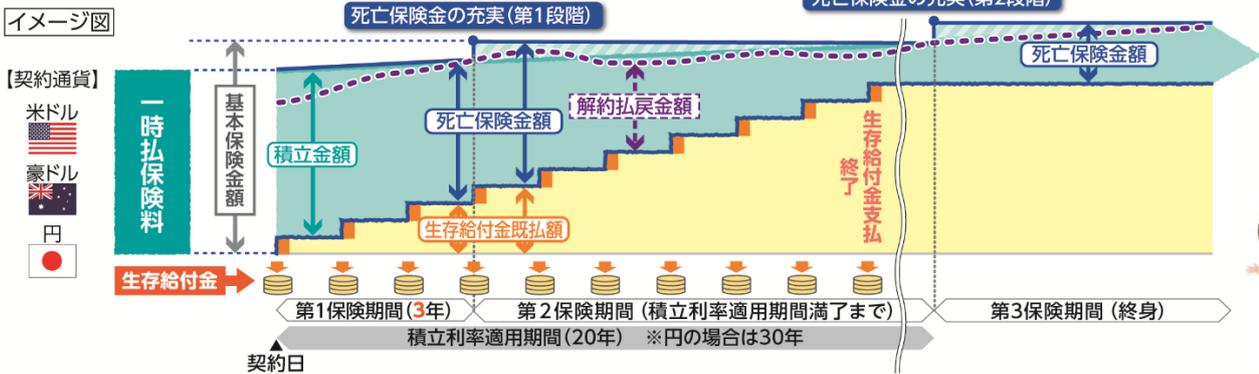
* タイムラグマージン(時間差手数料)とは、利率決定日から解約手続日の金利変動によって生じる保険会社のコスト(資産売却損や運用手数料等)に備える手数料として、MVAの算式に含まれるものです。

■ 「やさしさ、つなぐ2」の商品概要

一生涯の保障「あり」を選択した場合（終身保障倍率：1倍・3倍・5倍・10倍）

生存給付金をご家族に生前贈与しながら、基本保険金額の一部を“一生涯の死亡保障としてのこす”ことができます。

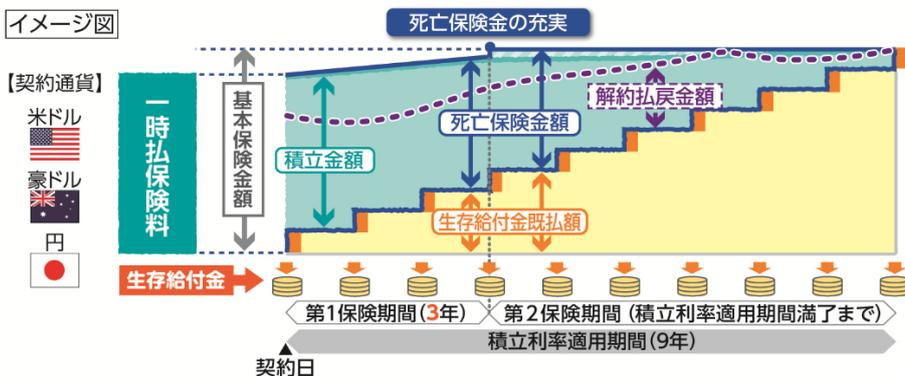
[契約通貨が外貨、生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合]



一生涯の保障「なし」を選択した場合（終身保障倍率：0倍）

生存給付金として、基本保険金額の全額を“ご家族に生前贈与する”ことができます。

[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍]



終身保障倍率0倍の場合、最終回の生存給付金の支払いをもってご契約は消滅します。

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。



【ご参考】

終身保障倍率とは、基本保険金額のうち、生存給付金としてお受取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。

例えば、終身保障倍率が3倍の場合は、基本保険金額のうち生存給付金の1回あたりの金額×3が、終身保障としてのこす金額となります。なお、終身保障倍率が0倍の場合は、終身保障としてのこす金額はありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	3万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	300万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して10億円となる保険料		基本保険金額が10億円 となる保険料
契約年齢		0歳～90歳		
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数		
保険期間	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
主な特約*		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 終身保障不担保特約、円建支払額設定特約、円建支払額設定特約(外貨支払用)、 円建支払額設定特約(円建契約用)、遺族年金支払特約、指定代理請求特約、 生存給付金支払停止特約		

* 販売代理店によって、取扱う特約が異なります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下 1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- (1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利
- (2) 生存給付金支払回数×0.5 年(端数年は切捨てます。)および契約通貨に応じた指標金利
なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。
- 第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
生存給付金を除く保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

※生存給付金を円で受取る場合の為替レートは、TTM が適用されます。

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

< 契約通貨が外貨の場合 >

契約日からの経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
終身保障倍率0倍/生存給付金支払回数5回											
解約控除率	2%	1.2%	0.6%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-
終身保障倍率0倍/生存給付金支払回数7回											
解約控除率	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	-	-	-	-	-
上記以外											
解約控除率	6.5%	5.2%	4%	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%

< 契約通貨が円の場合 >

契約日からの経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%